別表六（二十三）　記載要領

1　この表は、法人が租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号。第３号において「平成24年改正法」という。）附則第23条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下この号及び第４号において「平成23年12月改正法」という。）附則第63条（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定又は震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成25年旧措置法」という。）第42条の13（平成25年旧措置法第42条の４の２第２項第３号又は第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた平成25年旧措置法第42条の４第３項又は第７項（繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成23年12月旧措置法」という。）第42条の13（平成23年12月旧措置法第42条の７第２項、第３項又は第５項（事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）に係る部分に限る。）（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税額超過構成額　②」の各欄には、「法人税額超過額 ⑴―⑶ ⑷」の欄に記載された金額が控除可能期間（租税特別措置法第42条の13第１項、平成25年旧措置法第42条の13第１項又は平成23年12月旧措置法第42条の13第１項に規定する控除可能期間をいう。）の最も長いものから順次成るものとした場合に租税特別措置法第42条の13第１項、平成25年旧措置法第42条の13第１項又は平成23年12月旧措置法第42条の13第１項に規定する法人税額超過額を構成する部分の金額を記載すること。

3　「平成24年改正前の第７号」の各欄は、平成24年改正法附則第22条第１項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成24年改正法第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第２項又は第３項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

4　「平成23年12月改正前の第４号」の各欄は、平成23年12月改正法附則第55条（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成23年12月旧措置法第42条の５第２項又は第３項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

5　「平成23年12月改正前の第７号」の各欄は、平成23年12月旧措置法第42条の７第２項、第３項又は第５項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

6　「当期税額控除可能額　①」の「㉜」から「㉞」までの各欄に金額の記載がある場合にあつては、別表六（六）付表の記載要領第３号、別表六（七）の記載要領第５号、別表六（十一）の記載要領第４号、別表六（十二）の記載要領第５号、別表六（十四）の記載要領第６号、別表六（十六）の記載要領第４号及び別表六（十九）の記載要領第４号中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法第17条の４第１項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）附則第23条第２項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」としてこれらの号の規定を適用すること。